

**策 5 権利擁護支援のための成年後見制度等の利用促進****【現状と課題】**

成年後見制度は認知症や知的障がいなどで判断能力が低下し財産の管理や日常生活に支障のある方を支えるための重要な手段であり、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用に対する需要が増えていくものと考えられます。

しかしながら、成年後見制度の利用者数は増加傾向にはあるものの、認知症高齢者等の数と比較して少ない状況にあることから、国では平成 28 年（2016 年）5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、平成 29 年（2017 年）3 月には第一期、令和 4 年（2022 年）3 月には第二期となる「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

このような背景から、本市では令和 3 年（2021 年）3 月に「札幌市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、本計画に基づき、令和 4 年（2022 年）3 月に成年後見制度の利用促進に取り組むための中核機関となる札幌市成年後見推進センターを設置したところであり、広報や相談対応などを通じて、制度の周知を進めています。

しかしながら、今後も高齢化の更なる進行に伴って認知症高齢者の増加が見込まれることから、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズはより高まるものと考えられます。

このような状況を踏まえ、引き続き、関係団体、法律や福祉の専門職等との連携を重ね、成年後見制度の利用を促進するための取り組みを進めていく必要があります。

**【施策の方向性】**

- ・本市の成年後見制度の更なる利用促進に向け、制度の普及啓発を進め、正しい制度理解につながる取り組みを行います。
- ・成年後見制度等の利用が必要な人を、速やかに利用につなげるために、必要な支援を行います。

- ・権利擁護支援の担い手の確保や育成を行います。また、後見活動の支援を行います。

## 【主な取組】

### (1) 地域連携ネットワークづくりに向けた取組【レベルアップ】

成年後見制度をはじめとした権利擁護が必要な人を早期に発見し、速やかに適切な支援につなげるためには、相談援助職<sup>1</sup>や相談支援機関<sup>2</sup>、法律の専門職等やその他関係団体が「地域連携ネットワーク」を構築し、連携して権利擁護支援に取り組む必要があります。

そのため、札幌市では関係団体等を構成員とする札幌市成年後見推進協議会を設置しており、連携体制の在り方等について、全市的な観点での協議を行っています。

今後は、個々の事案について円滑に対応するために、地域連携ネットワークを効果的に機能させ、中核機関である札幌市成年後見推進センターがネットワーク構築のためのコーディネートの役割を担い、本人により身近な関係機関同士の顔の見える関係性や連携が進むよう、つながりの構築に取り組めます。

### (2) 制度周知の広報活動

ホームページの運営やパンフレットの配布を通じて、成年後見制度に関する広報活動を引き続き実施するほか、一般市民向けのセミナーや相談会を開催し、制度の更なる普及に向けて取り組みを行います。

また、制度利用が必要な方を早期に発見し、速やかに利用につなげるため、日常的に高齢者や障がいのある方と接する機会の多い、地域の相談援助職や相談支援機関などの福祉の専門職や、福まち活動者や民生委

---

<sup>1</sup>【相談援助職】介護支援専門員や相談支援専門員、住宅や施設の相談員など、本人に身近な立場で支援を行う担い手のこと。

<sup>2</sup>【相談支援機関】地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所など、地域の身近な相談窓口のこと。

員・児童委員などの地域福祉活動の関係者も対象として、制度に関する研修や周知活動等を実施します。

### (3) 制度利用につながる相談支援・体制整備

現在、札幌市成年後見推進センターでは、成年後見制度に関する一般相談や、相談者の状況に応じた個別的な内容に関する相談対応を行っています。

また、成年後見制度に関わる弁護士等の専門職団体の個別相談窓口や、地域の身近な相談窓口である地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所でも制度に関する相談対応が行われています。

また、このような相談対応に加えて、日常的な関わりの中で本人の状況に即した本人の意思決定支援や身上保護等が行われるよう、身近な親族や保健福祉・医療・地域の関係者が一体となり、チームとして関わる体制づくりを進めます。

### (4) 成年後見制度利用支援事業の実施

成年後見制度の利用が必要な状況でありながら、申立てをする親族がない方については、市長が後見等開始の審判の申立てを行います。

また、経済的な理由により成年後見制度が利用できないことがないよう、資産や収入等の状況に応じて、申立て費用や成年後見人等に対する報酬の助成を実施します。

### (5) 日常生活自立支援事業の利用促進と成年後見制度への移行支援

札幌市社会福祉協議会では、権利擁護支援の一つとして、日常生活自立支援事業を実施しており、判断能力が十分ではない方が、相談、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービスなどの支援を受けられるよう、更なる利用促進に取り組みます。

さらに、認知機能の低下等の状況に応じて、日常生活自立支援事業から成年後見制度の利用へとスムーズな移行が行われるよう、札幌市成年

後見推進センターと札幌市社会福祉協議会の連携を強化します。

#### (6) 後見人となる人材の確保・育成・支援【レベルアップ】

地域における身近な存在として、本人の意思をより丁寧にくみ取って後見活動を進めていくことができる市民後見人候補者を養成し、養成研修修了後も定期的にフォローアップ研修を行うとともに、実際に後見活動を行う際には受任者向けの勉強会を行います。これらの研修等では、後見活動に関する正しい知識の習得と、被後見人との適切な関係性について理解を深めることで、トラブル等の未然防止を目指します。

また、実際に活動中の市民後見人に対する適切なサポート体制を構築し、市民後見人が活躍できる機会を増やしていきます。

#### (7) 後見人に対する支援

被後見人の状況等を踏まえた後見活動がなされるよう、親族後見人に対し、専門職団体による相談に加えて、成年後見推進センターにおいても相談対応を行います。対応にあたっては、後見人が抱える悩みに応じて幅広く支援できるよう、支援内容の充実を図ります。

また、札幌家庭裁判所とも連携して親族後見人の相談窓口の周知に取り組みます。

加えて、専門職後見人への必要な情報提供等の支援や、個人で対応が困難なケースなどに対する法人後見実施団体との連携について検討していきます。